

福県医発第1059号(地)

平成17年9月2日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



厚生労働省通知「健康づくりのための食育の推進について」

標記の件につきまして、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、食育基本法（平成17年法律第63号）が、平成17年6月17日に公布され、平成17年7月15日から施行された旨の通知であります。

食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を維持するため、食育に関する施設を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としており、今後、食育推進会議による食育推進基本計画や、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画が策定され、食育に関する取り組みが積極的に推進されることとなっております。また、保健医療従事者並びに関係機関等については、その役割の重要性が掲げられ、基本理念にのっとり、積極的に食育を推進するよう努めるものとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、食育に関する施策の実施について、協力方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



日医発第423号（地Ⅲ82）

平成17年8月25日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 植松 治雄



厚生労働省通知「健康づくりのための食育の推進について」

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、食育基本法（平成17年法律第63号）が、平成17年6月17日に公布され、平成17年7月15日から施行されました。

今般、厚生労働省健康局長等より各都道府県知事等宛に「健康づくりのための食育の推進について」、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「地域における健康づくりのための食育の推進について」通知がなされました。併せて、本会に対しても協力方依頼がありました。

食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を維持するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としており、今後、食育推進会議による食育推進基本計画や、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画が策定され、食育に関する取組みが積極的に推進されることとなっております。保健医療従事者及び関係団体等については、食育基本法第11条に、その役割の重要性が掲げられ、基本理念にのっとり、積極的に食育を推進するよう努めるものとされています。

また、基本的施策として医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進や、食育の推進に関する活動が相互に緊密な連携協力を図りながら展開されること等が掲げられています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、食育に関する施策の実施について、協力方よろしくお願い申し上げます。併せて、貴会管下郡市区医師会に対しましても、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成17年7月22日

社団法人
日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成17年法律第63号）は、平成17年6月17日に公布され、平成17年7月15日から施行されたところです。

食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を維持するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としており（第一条関係）、今後、食育推進会議による食育推進基本計画や、各都道府県及び市町村による都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画が策定され、食育に関する取組が積極的に推進されることとなっております（第十六条から第十八条関係）。

保健医療従事者並びに関係機関及び関係団体については、その役割の重要性が掲げられ、基本理念にのっとり、積極的に食育を推進するよう努めるものとされております（第十一条関係）。

また、基本的施策として、学校、保育所、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進（第二十条から第二十一条）や、保健医療関係機関及び関係団体、農林漁業関係者、食品関係事業者等の食育の推進に関する活動が、相互に緊密な連携協力を図りながら展開されること等が掲げられています（第二十二条関係）。

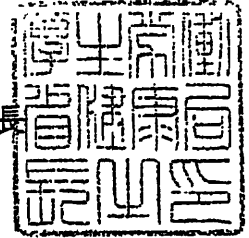
厚生労働省といたしましても、健康づくりのための食育に関する取組を総合的に推進するという観点から、今般、別添のとおり、各都道府県、政令市及び特別区に通知をしたところであり、今後、貴会におかれましても、各地方公共団体等とも十分に連携を図り、食育に関する施策へ積極的に参画して頂きますようお願いいたします。



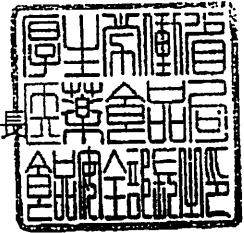
健発第 0715002 号
食安発第 0715001 号
雇児発第 0715003 号
平成 17 年 7 月 15 日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長 } 殿

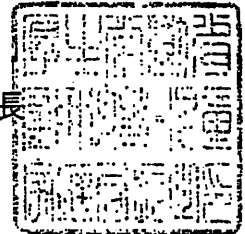
厚生労働省健康局長



厚生労働省医薬食品局食品安全部長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）は別添のとおり平成 17 年 6 月 17 日に公布され、平成 17 年 7 月 15 日から施行することとされたところである。これに伴い、下記の事項に留意の上、健康づくりのための食育の推進に特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村（政令市及び特別区を除く。）、関係機関、関係団体等に対する周知及び適切な支援をお願いする。

記

第1 食育基本法の概要

1 目的（第1条関係）

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 基本理念（第2条から第8条関係）

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開等を基本理念とする。

3 関係者の責務（第9条から第15条関係）

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

4 食育推進基本計画等（第16条から第18条関係）

- (1) 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成する。
- (2) 都道府県及び市町村は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

5 基本的施策（第19条から第25条関係）

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

6 食育推進会議（第26条から第33条関係）

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣及び有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県及び市町村は、都道府県食育推進会議及び市町村食育推進会議を置くことができる。

第2 健康づくりのための食育の推進のための基本的考え方

- 1 健康づくり、母子保健、食品安全等の施策について、所管する部局が十分に調整を図りつつ、食育の推進に係る効果的な事業の充実強化を図ること。
また、その際には、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局とも十分な連携の下で、総合的に食育に関する施策を進めること。
- 2 地域における食育の推進に関する施策を進めるに当たっては、関係機関及び関係団体との連携強化を図ること。
- 3 都道府県及び市町村における食育推進計画の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画等との整合性を図ること。

第3 健康づくりのための食育の推進に関する基本的取組

- 1 地域における栄養・食生活改善、食品の安全性に関する知識の普及のための取組の推進
 - (1) 生活習慣病の予防及び要介護状態になることの予防など生涯を通じた健康づくりの観点から、保健所、市町村保健センター、医療機関等における栄養・食生活改善に関する正しい知識の普及や活動の推進を図ること。
 - (2) 地域における食品の安全性を始めとする食に関する幅広い情報の提供や意見交換等の取組の推進を図ること。
 - (3) 地域の食品関連事業者等が行う栄養・食生活改善及び食品の安全性に関する情報提供や意見交換の取組に協力するなど食育の推進のための活動への支援を行うこと。
- 2 家庭、保育所等における健全な食習慣の確立等のための取組の推進
 - (1) 家庭における健全な食習慣の確立及び食品の安全性に関する正しい知識の普及を図ること。
 - (2) 市町村保健センター及び医療機関での健康診査等の機会を通して、妊産婦及び乳幼児に対し、一人ひとりの健康状態や子どもの発達段階に応じた栄養指導の充実を図ること。
 - (3) 保育所において、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行うとともに、地域と連携しつつ、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談、情報提供等の取組の促進を図ること。

- 3 食育の推進のための栄養・食生活改善及び食品の安全性に関する調査
 - (1) 食育の推進のための栄養・食生活改善に関する地域の実態把握及び施策の評価に努めること。
 - (2) 地域における食品の安全性に関する調査及び研究を行うこと。



健習発第 0715001 号
平成 17 年 7 月 15 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長



地域における健康づくりのための食育の推進について

食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)の施行に伴い、今般、「健康づくりのための食育の推進について」(健発第 0715002 号・食安発第 0715001 号・雇児発第 0715003 号 厚生労働省健康局長、医薬食品局食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)が発出されたところであるが、健康づくりのための食育の推進の観点から、さらに下記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められたい。

なお、当省における食育施策の総合調整等を担当すべく、当室の栄養指導官の名称を栄養・食育指導官に改めたので念のため申し添える。

記

- 1 「健康日本 21」を始めとする栄養・食生活施策の推進に当たっては、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局と十分に連携を図ること。
特に、追って通知する「食事バランスガイド」の具体的な活用については、食育の推進の観点からも、地域における様々な場において広く情報提供を行うとともに、栄養士会、調理師会、食生活改善推進ボランティア等関係団体の他、食品関連事業者等とも連携し、積極的な取組を行うこと。
- 2 食育の推進のための知識の普及や栄養指導が専門的かつ技術的に充実した内容となるよう、管理栄養士及び栄養士の活用を図ること。特に、市町村管理栄養士等の積極的配置の促進を図ること。

- 3 豊かな食文化を醸成し、地域の特色ある食文化の伝承を推進するため、教育担当部局等の関係部局と十分に連携を図り、専門調理師及び調理師の積極的な活用を図ること。
- 4 地域における食育の推進を図る観点から、食生活改善推進員等の食生活改善や健康づくり運動を推進するボランティアの育成及び支援を行うこと。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

官報

本号で公布された 法令のあらまし

◇食育基本法（法律第六十三号）（内閣府本府）

1 総則

(一) 目的（第一条関係）

この法律は、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(二) 基本理念（第二条、第八条関係）

(1) 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならないこととした。

(2) 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならないこととした。

(3) 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとする。とともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならないこととした。

(4) 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならないこととした。

(5) 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならないこととした。

(6) 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に留意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならないこととした。

(7) 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならないこととした。

(三) 責務（第九条、第十五条関係）

(1) 国は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することとした。

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。

(3) その他、教育関係者等、農林漁業者等、食関連事業者等及び国民の責務等に関する規定を設けることとした。

2 食育推進基本計画等

(一) 食育推進基本計画（第一六条関係）

食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成することとした。

(二) 都道府県食育推進計画（第一七条関係）

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならないこととした。

(三) 市町村食育推進計画（第一八条関係）

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画）が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならないこととした。

3

基本的施策（第一九条、第二五条関係）

国及び地方公共団体は、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取組の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進等必要な施策を講ずることとした。

4 食育推進会議等（第二六条、第三三条関係）

(一) 内閣府に、食育推進会議を置くこととした。

(二) 食育推進会議は、食育推進基本計画の作成及び実施の推進、食育の推進に関する重要事項についての審議及び施策の実施の推進に関する事務をつかさどることとした。

(三) 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織することとした。

(四) 会長は、内閣総理大臣をもって充てることとし、会務を総理することとした。

(四) 委員は、次に掲げる者をもって充てることとした。

(1) 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第一七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二七号の三に掲げる事務を掌理するもの（以下「食育担当大臣」という。）

(2) 食育担当大臣以外に、内閣府の長官のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に關して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(四) (3)の委員の任期は、二年とし、再任されることができるとした。

(五) 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に關して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めることにより、市町村食育推進会議を置くことができることとした。

(六) 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に關して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができることとした。

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

食育基本法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第六十三号

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条―第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条―第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条―第三十条)

三 条

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かつて羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新

たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面から「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人から受け継がれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を営むことが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けることによつて、心身の健康を増進する健全な食生活を営むために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生産にわたつて健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となつていくことにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基

本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)
第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたつて健全な食生活を営むことににより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)
第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)
第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとする。ことに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)
第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)
第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)
第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)
第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)
第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農山漁業者等の責務)
第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2

農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することに鑑み、基本理念のつとめ、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念のつとめ、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のつとめ、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に關して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれていない都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもとの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもが健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための方針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもへの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する方針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるよう努めるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九條第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四條第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同法第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることが出来る。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四條第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六條第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事項。

第四十條第三項の表中

を	
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

本法に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宣伸
環境大臣 小池百合子

官報

(号 外)

独立行政法人国立印刷局

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇食育基本法の施行期日を定める政令（政令第二三五号）（内閣府本府）
食育基本法（平成十七年法律第六十三号）の施行期日を、平成十七年七月十五日とすることとした。
- ◇食育推進会議令（政令第二三六号）（内閣府本府）
1 食育推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）
2 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第二条関係）
3 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとした。（第三条関係）
4 この政令は、食育基本法の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行することとした。

政 令

食育基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

政令第二三五号

食育基本法の施行期日を定める政令

内閣は、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食育基本法の施行期日は、平成十七年七月十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之
財務大臣 谷 堀 慎一
文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾 辻 秀久
農林水産大臣 島 村 宜伸
環境大臣 小池百合子

食育推進会議令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

政令第二三六号

食育推進会議令

内閣は、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 食育推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（庶務）

第二条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則）

第三条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、食育基本法の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号に次のように加える。

力 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第三号クを同号ヤとし、同号ラからオまでを同号ムからクまでとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之